

令和8年度事業計画

1 第35回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を行う。

(1) 試験実施日 令和9年3月7日(日) 予定

(2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県を予定。

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を行い、令和8年度秋を目途にデジタル庁主導による登録事務のデジタル化を進めている。

3 柔道整復師国家試験の運用改善等

国家試験問題の漏洩問題等を踏まえ、国民に信頼される柔道整復師の資格を付与していくために、試験委員会及び試験委員の体制等、運用改善を進めていく。

4 国家試験受験手続きのオンライン化

現在、政府ではデジタル技術を活用することにより、効率的かつ利便性の高い政府サービスの提供や社会変革を行うことを目指しており、当財団においても、厚生労働省主導による国家試験の受験手続きに関する利便性の向上及び業務の効率化を進めていく。

5 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査員の派遣

柔道整復師養成施設指導ガイドライン（柔道整復師養成施設指導要領）に基づく実技能力の審査のため、該当校に審査員を派遣する。

1) 審査日(予定) 計6日間

令和8年11月1日(日)、11月3日(火・祝)、11月8日(日)、
11月15日(日)、11月22日(日)、11月23日(月・祝)

2) 場所 受審者が所属する各養成施設85校

3) 審査料 6,000円 再審査料 6,000円

(再審査が柔道整復実技、柔道実技のどちらか一方の場合は3,000円)

(2) 認定実技審査のデータ収集

認定実技審査の信頼性、妥当性を検証するためアンケート等のデータ収集を行い活用する。

6 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月から柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際に実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

施術管理者研修は、16時間以上2日程度の受講が必要であり、施術管理者として適切な保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できることを目的とし、厚生労働省から当該研修「登録研修機関」の指定を受け、施術管理者研修を実施する。

研修方法は、研修効果の観点から、令和8年度より会場研修（対面形式）で実施することとした。

- | | |
|--------|-------------|
| 1)開催回数 | 8回程度（東京・大阪） |
| 2)受講者数 | 2,000人程度 |
| 3)受講料 | 25,000円 |